

本巢市新庁舎広告付情報案内板設置事業 仕様書

この仕様書は、本巢市役所新庁舎に設置する広告付情報案内板（以下「案内板」という。）に関し、必要な事項を定める。

1 事業期間

運用開始日（新庁舎の供用開始日）から5年間とする。

また、市と設置事業者の間で合意したときは、期間を延長することができる。

2 設置場所

本巢市役所 新庁舎1階（詳細は別紙図面のとおりに）

3 設置時期

令和6年4月以降（市と設置事業者が協議して決定する）

4 運用開始日

令和6年7月16日予定

1 案内板の仕様等

(1) 案内板本体の仕様について

地図枠、モニター、広告枠、自由提案枠で構成するものとする。

ア 設置スペース（別図参照）に収まり、縦2,100mm×横5,000mm×奥行き150mmの範囲で作成すること。

イ 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式とすること。

ウ 本体が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないように、入念な転倒防止対策を施工すること。

エ できる限り、周囲と調和のとれた色合とすること。

(2) 地図枠の仕様について

ア 国土地理院の地図をベースにフィルムにて作成すること。

イ 色覚異常の人に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとすること。

ウ 地図は、「本巢市全域図」及び「本巢市役所周辺図」とすること。

エ 地図は年1回最新の地図に刷新すること。ただし、変更がない場合はその限りではない。

オ 公共施設・災害避難場所等、市が指定する地点をわかりやすく表示すること。

カ 公共施設・災害避難場所等の新設、変更があった場合は、可能な限り速やかに更

新すること。

キ 地図上に広告主の表示をおこなうことは可とする。

(3) モニターの仕様について

ア 市政情報及び庁舎の太陽光発電量を掲出する 43 インチモニター 2 台を設置すること。

イ 市政情報については、USB メモリー等を用いて市の職員が容易に更新ができるようにすること。

ウ モニターの電源は自動的に ON/OFF 出来る仕様とすること。

(4) 広告枠の仕様について

ア 表示板に掲出する広告の広告主は、表示板設置者（以下「事業者」という。）が獲得し、広告主の募集、広告内容の製作、広告主との調整等に係る一切の業務を行うこと。

イ 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示、番号で一致すること。

ウ 本体内に収まる大ききで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

エ 広告の掲載については、本巢市有料広告掲載要綱の規定を遵守すること。

オ 掲載することができる広告は、広告主、広告内容等を市の審査委員会においてあらかじめ審査し、その承認を得たものでなければならない。

この場合において、設置事業者は必要な資料を市の指定する期日までに提出すること。

カ 広告中であっても、上記の要綱に規定する広告掲載の基準等に適合しない事が判明したときは、速やかに該当する広告を中止するものとする。

キ 広告内容に関する苦情、その他問題が発生したときは、受託者がその一切の責任を負い、誠意をもって速やかな解決に努めること。

ク 広告枠は案内板面積の 40 パーセント以内とすること。

(5) 自由提案枠

ア 地図枠、モニター、広告枠以外の空きスペースについては、事業者の提案をうけ、市との協議によって設置内容を決定することとする。

参考例：「本日の会議・催し案内」をデジタルサイネージで表示する（USB 対応）

2 費用負担

(1) 設置費等

表示板の製作、設置、維持管理、情報更新、撤去及び原状回復等に要する費用は、事業者の負担とする。

(2) 行政財産目的外使用料及び広告料等

事業者は、本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例に基づいた使用料及びモニター等に係る電気料金相当額を含め提案する広告料を負担する。

なお使用料の積算対象となる面積は案内掲示板設置面積とする。

(参考 新庁舎 1 m²辺り目的外使用料 概算 20,000 円/m²)

3 その他

(1) 行政財産目的外使用料及び広告料は市の発行する納付書により納付すること。

(2) 事業者は、行政財産を許可の目的以外に使用し、又はその使用する地位を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

(3) 事業者は、使用財産の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。

(4) 事業者は、使用財産の原状を変更したときは、市長が認めるものを除くほか、返還の際これを原状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(5) 次に掲げる事由が生じたときは、市はその使用許可を取り消し、使用を制限し、又は退去させることができる。

ア 市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。

イ 使用料等を滞納したとき。

ウ 管理が良好でないとき。

エ その他使用許可の条件に違反したとき。

(6) 前項の規定による使用許可の取消しによって生じた損害について市は賠償の責めを負わない。

(7) 事業者は、その管理上の瑕疵による事故等については、一切の責めを負うこと。

(8) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と協議のうえ業務を遂行するものとする。